

宿泊施設が周辺生活環境に与える影響の調査業務委託仕様書

1 業務目的と概要

京都市では、民泊トラブルの増加に伴う地域コミュニティへの影響、また民泊に起因した騒音等による静謐な生活環境の悪化等の課題に対応するため、国とも連携し、民泊規制のあり方について検討を進めている。

また、令和8年1月29日の市長記者会見において、市民の皆様の声も踏まえ、民泊対策プロジェクトチームや外部有識者会議で多角的かつ専門的に、抜本的な規制の見直し・強化に関する検討審議を行い、令和8年度中の条例改正提案を目指す方針を表明したところである。

本業務では、上記の検討及び方針に基づき、宿泊施設が周辺生活環境に与える影響に関する市民アンケート調査を行い、現行制度の点検及び今後の方向性等を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

3 業務内容等

(1) 業務内容

本件業務においては、(2)アに定める本市が指定する宿泊施設の前面道路幅の計測を実施する。また、本件調査の対象者に対してアンケート調査を実施し、調査票の回収、データ入力、集計・分析を行い、その結果に基づき報告書を作成する。

(2) 調査対象

ア 宿泊施設の近隣住民（最低760名以上（190施設×4名）の実施が必須。）

本市が指定する宿泊施設の近隣住民を対象とするが、本市は対象者の住所を把握していないため、原則、ポスティングによりアンケートを実施する。

※ ポスティング時には、併せて、本市が指定する宿泊施設の前面道路幅をメジャー等で計測し、記録すること。

※ 本市が指定する宿泊施設の数、最低190施設以上を予定している。本プロポーザル参加事業者においては、この最低施設数を満たす提案を必須とし、これを超える対応可能な施設数を具体的に提案すること。

※ 宿泊施設1施設あたり4名の近隣住民にアンケートを実施することとする。

イ 近隣に宿泊施設が存在しない市民（40名）

(3) アンケート項目

アンケート調査票（A4用紙6～10枚程度を想定）のデータは本市が作成したうえで、受託者に提供する。

(4) 成果物の提出

回収した調査票は全て、紙媒体からのデータ入力作業を経て、表やグラフ等への加工が可能なエクセル形式でデータ集計し、当該データを、ポスティング時に計測した宿泊施設前面道路幅の情報と併せて提出すること。

また、別途、調査結果を簡潔にまとめたレポートを作成し、当該レポートも提出す

ること。

(5) 費用負担

本業務の履行に必要な費用のうち、調査員への研修等を含む一切の費用は受託者の負担とする。

(6) その他

地域ごとの影響を分析するため、アンケート調査票には個人の特定に繋がらないよう配慮した上で、調査対象となる宿泊施設や居住地域が識別可能なナンバリングを施すこと。また、調査結果は、統計分析を目的とし、個人を特定できる形での収集、管理、開示は一切行わないこと。

4 契約の解除等

(1) 契約の解除

業務開始後、本仕様書内で求めている水準を維持できないと判断した場合は、本市は相当の期間を定めて受託者に対し是正を求める。

また、是正を求めたにもかかわらず、正当な理由なく受託者がこれに従わない場合、又は、本市の定めた履行期限までに受託者による是正が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められる場合は、契約解除及び損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を求める。

(2) 契約額の減額

受託者が本仕様書内で定めている業務の一部を実施できなかった場合には、本市は、当該業務の割合に応じて契約額を減額するものとする。

5 本業務全般における要件

(1) 本市の条例等を遵守し、適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案のうえ、本市と協議を行うこと。

(2) 契約締結後速やかに、業務遂行のスケジュール及び体制図を作成し、提出することとし、必要に応じて随時更新を行うこと。

(3) 本業務の遂行に必要な設備、人員等については、本市が貸与するものを除き、全て受託者が用意するものとする。

(4) 本業務への取材要請があった場合については、必ず本市と協議のうえ、対応すること。

(5) その他業務履行に必要な事項については、本市と受託者で協議のうえ定める。

6 守秘義務等

受託者は、本業務を遂行するに当たり、以下のとおり、情報保全を徹底すること。

(1) 故意、過失を問わず、本業務に関連する情報について、漏えい、滅失、棄損、改ざん又は盗難等があってはならない。

(2) 本業務の遂行上知り得た秘密を漏らすことがあってはならない。委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(3) 本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事後処理等により、情報保全ができなか

った又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに本市に書面にて報告し、必要に応じて本市の指示に従い対応すること。

なお、この場合に生じた費用は、受託者が負担することとする。

7 業務の再委託の禁止等

受託者は、契約の履行に当たって、業務を第三者に委託してはならない。ただし、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

8 監査等

受託者の契約の履行状況、受託者の情報管理又は請求内容に疑義があると本市が判断した場合には、本市が受託者に対し、事前に予告することなく、これらについて監査を行うことがある。その場合、受託者は即座に監査に応じることとする。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、本市の定めるものとする。